

強毒性新型インフルエンザ対策に関する要望

社団法人 関西経済連合会

新型インフルエンザへの対応は、国家の危機管理上重大な課題であり、国が強いリーダーシップを発揮して感染拡大防止と社会経済活動維持を図る必要がある。感染発生から拡大、鎮静化に至る各段階において、国による迅速かつ的確な情報提供と明確な行動対処方針の提示が求められる。

今後、今回のウィルスの変異、鳥インフルエンザの国内感染が生じるなど、感染力と毒性が強い新型インフルエンザの流行に至った場合は、エネルギー供給、交通・物流、金融、日常必需品の生産・流通等の基本的な社会経済活動維持に深刻な影響を与えることが危惧される。

そこで、当会としては、強毒性新型インフルエンザの流行時に社会経済活動を極力維持していくため、以下の点について、国における対策強化を要望する。

1. 基本的な社会経済機能維持への対策強化

(1) ワクチンの供給確保

今回の新型インフルエンザワクチンの接種については、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、そのために必要な医療を確保することを目的として、医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する人、小学校低学年までの小児等が優先接種の対象とされている。

今後、感染力や毒性の強い新型インフルエンザの大流行に備えるため、基本的な社会経済機能の維持者を含め全国民へのワクチン接種を確保できるよう、わが国としての開発生産体制を整備し、供給確保に全力を挙げてもらいたい。

(2) 法的問題の事前整理と運用方針の明確化

強毒性新型インフルエンザの流行時、企業においては、欠勤者の増加に伴い業務遂行に必要な人員を確保できないことなどにより、事業運営にかかわる法令等の遵守が著しく困難になる事態が想定される。特に、基本的

な社会経済機能を担う企業にとっては、適切な事業継続にとって大きな課題となる。こうした場合に備えて、国においては、法令の弾力的運用について、ガイドラインの提示などにより、あらかじめ明確化しておくべきである。

具体的には、労働基準法で規定される労働時間の延長、労働安全衛生法や消防法で規定される資格保持者の確保の緩和、公益事業の設備の巡視・点検・定期報告の期間の延長、各種の企業法制（会社法、金融商品取引法等）における手続きや報告期限の延期、大規模小売店舗立地法に基づく小売店舗の営業時間規制の緩和、工事契約完了期日の延期などについて、法的課題の事前整理と運用方針の明確化が必要である。

（３）エネルギー供給や国際物流の維持にかかる航空機、船舶の運航継続

国土交通省の行動計画では、感染拡大状況に応じた国際航空機・船舶の運航自粛措置について定められている。しかし、エネルギー供給や国際物流にかかわる航空機や船舶については、旅客の輸送を扱うものではないため、必要な乗務員・作業員等の感染防止措置が講じられている場合には、極力運航が継続される必要がある。空港や港湾への入港手続きも、状況に応じて簡素化を図るべきである。

2. 経済活動への影響に対する支援策の強化

関西では、本年5月以降の新型インフルエンザの感染拡大により、休校、イベントや旅行のキャンセル等により、観光分野を中心に風評被害ともあいまって経済活動に大幅なマイナスの影響が生じ、未だ完全に払拭されていないところである。

国においては、現在、各種の融資制度、雇用調整助成金など、新型インフルエンザ感染拡大により業況の悪化した中小企業や特定産業に対する支援策を講じているところであるが、今後、流行の深刻化、あるいは強毒性新型インフルエンザが発生する状況になれば、さらに支援が必要な範囲が拡大することが予想される。その影響の程度により、支援措置の延長や拡充を速やかに検討、整備してもらいたい。こうした支援措置の申請にかかわる手続きの簡素化により、事業者の事務負担を軽減することも必要である。

以 上